

わたしは、「このまま
だまっていたのか」の
学習をして、れんさんや
みなとさんがさい後にい
つきさんにあやまってい
るのがいいなと思いまし
た。どうしてかという
うが、あやまることはとも
うが、あやまることだと思
うからです。みんなとな
くしたいといういつき
さんの気持ちに気づいて
あやまることができたの
だと思います。

わたしは、この学習を
して、一年生の時に自分
がされていやだったこと
を、自分も同じように友
だちにしていたことに気
づきました。友だちが人
のものを取ったのではな
いかとうたがって、それ
をたしかめずに先生に
言ってしまう。し
かし、本当はちがって
いて、悪いことをしたと
思ったけれど、ごめん
さいとあやまることがで
きず、ずっともやもやし
ていました。自分がやっ
ていたことは、一年生の
時にいじわるしてきた友
だちといっしょだと気づ
き、あやまった方がいい
と思っているけれど、ま
だ今もあやまっています
。れんさんやみなとさ
んと同じように、ゆう気
をもってあやまりたいと
思います。

先生から

「このままだまっていたのか」の学習の中で、友だち
を傷つけてしまったことに気づいたみなとさんの姿を、自
分と重ね考えていた侑季さん。れんさんやみなとさんと同
じように、勇気をもって謝ることができるよう、これか
ら行動していきたいという気持ちが伝わってきました。友
だちと思いを伝え合う大切さを胸に、毎日の学校生活をな
かよく過ごしてほしいと思います。



共に考え学び合う

ゆたかな
心を
はぐくむ

人権のひろば

192

人権教育・啓発課

☎(232)2113



※「このままだまっていたのか」を学習して

菊陽西小学校 3年 石原 侑季(現在4年生)

※「このままだまっていたのか」は、県内のある学級で起きた出来事をもとに教材化されたもので、町の小学3年生の人権学習の教材となっています。以下は、教材のあらすじです。

- 「みなとくん、ちゃんと聞いているの！また、ぼおとして。」ぼくは、先生たちからよくおこられる。二年生の時は、友だちから「ぼおとして、耳がちくわだろう。」ってからかわれた。その時、れんくんが「そんなこと言うな。」っていつてくれた。びっくりした。だってれんくんはちょっとやんちゃで、先生によくおこられていたから……。
- 同じクラスのいつきくんが、ある日作文をクラスの前で読んだ。「ぼくは、友だちから『きたない』って言われます。前、おしりを三回つづけてけられました。いたかったけど、だれにも言わなかった。見てた人もいたけど、だれもたすけてくれなかった。がまんするか、と思った……。そんなにきたないの？先生、分かりますか、この気持ち。もっとみんなとなかよくしたいです。」ぼくは、いつきくんの作文を聞きながら、しんぞうがどきどきした。ぼくは知っていた。いつきくんをけっていた人を。そして、ぼくはそれをだまっていた。ぼくもいつきくんを苦しめていた。
- いつきくんにいろんな人が意見を返していた……。いつきくんをけったれんくんは何も言わない。ぼくは、どうすればいいんだろう。(このままだまっていたのか。)って何度も思った。てのひらは、あせでびっしょりだった。しんぞうのどきどきはもっとおおきくなった。ぼくは、手をあげた。「……いつきくんをけった人って……誰ですか？」れんくんが自分から言ってくれることを願いながら。だまったままでもらうれんくんも一生こうかいするって思ったから……。しばらくして「おれです」ってれんくんが言った。れんくんも声がふるえていた。「おれがなんかいいもけったし、きたないとかも言いました。」言ったあと、泣きながらいつきくんに「ごめん。」とあやまった。ぼくもいつきくんに「いつきくん、ごめんなさい……。」「って言ってあやまった。
- 休みの日、れんくんといつきくんといっしょに自転車に乗って近くの公園に行き、サッカーをしてあそんだ。

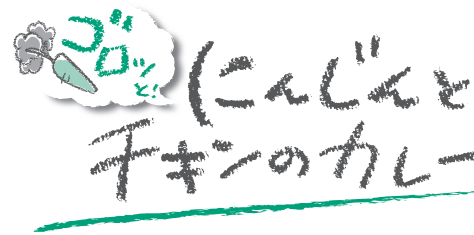
(熊本県人権教育研究協議会発行の人権読本「きずな」より)

菊陽町
総合交流ターミナル
☎(232)8690

さんふわあ

NEWS
第44回

詳しくはこちら
QRコード
ホームページ Instagram



昨年に続き再登場！

昨年、好評につき完売したにんじんカレーが再登場(4月中旬予定)！数に限りがありますので、はやめにお買い求めください。



1食入り 330円
3食入り 880円

お食事処さん膳 営業時間変更のお知らせ

4月2日(水)から営業時間が変更となります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

営業時間

	変更前(～4月1日(火))	変更後(4月2日(水)～)
昼食営業	午前11時～午後2時	午前11時30分～午後2時
夕食営業	午後5時～8時	午後5時30分～8時

消費生活通信 vol. 5

☎ 町消費生活相談室(総合政策課内) ☎(232)2112

相談受付時間 (月) 午前10時～午後4時

定期購入「定期縛りなし」＝「1回限り」ではないかもしれません

「定期縛りなし」や「いつでも解約できる」という内容の広告を見た消費者が、「初回限り」で解約できるとして注文したところ、実は定期購入だったという相談が多く寄せられています。

相談事例

SNSの広告を見て、ダイエット食品を注文した。「定期縛りなし」「30日間返金保証」と書かれていて、定期購入とは思わなかった。ところが、翌月に2回目のダイエット食品が届き、10,400円の振込用紙が入っていた。業者に電話すると、「次回発送予定日の10日前までに連絡すると解約できた」と言われた。「初回限定特別価格が1,980円」と書かれており、1回限りの注文をしたと思っていた。2回目を解約したい。

消費者へのアドバイス

- 広告には、「初回限定特別価格が1,980円」の下に、解約の条件として「次回発送の10日前までに連絡

すること」と書かれており、条件を満たせば解約できる定期購入でした。また、「30日間返金保証」は、「万が一体に合わない場合」という条件がついていました。

「定期縛りなし」は、回数の指定はないが、連絡しない限り定期購入である可能性があります。契約時には注意が必要です。

- インターネット通販での注文は、必ず最終確認画面で、定期購入になっていないか、回数に縛りがないか、2回目以降の代金などの条件を確認しましょう。表示が適正でない場合、契約を取り消せることがあります。
- 最終確認画面は、スクリーンショットなどで必ず保存しましょう。定期購入の中には、申し込み画面で回数の縛りがない契約から回数の指定がある契約に誘導される場合があるため、最後まで確認しましょう。
- 不安になった場合やトラブルに遭った場合は、消費生活相談窓口にご相談ください。